

陸送協会ニュース

第176号

2021年1月

編集・発行者

一般社団法人日本陸送協会事務局
東京都新宿区新宿 1-11-15
電話 03-3356-3977 / 7922



迎春

2021年 年頭挨拶



会長
北村 竹朗



会員の皆様、新年明けましておめでとうございます。
2021年の新春を迎え、謹んで年頭のご挨拶を申し上げます。

2020年を総括すると、世界的にコロナ感染封じ込めと経済活動の両立に苦慮した1年であったと言えます。まずはコロナ禍の昨年を振り返ってみたいと思います。

1月に中国武漢で確認された新型コロナウイルスは、ダイヤモンド・プリンセス号の横浜港入港により、日本でも大きな危機感として認識されました。その後、世界各地で感染は急速に広がり、3月にWHO「世界保健機関が、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の流行状況をパンデミックと認定したことを受けて、各国で医療崩壊を回避するために、ロックダウンが実行されました。

我が国でも、2020東京オリンピック・パラリンピックの開催延期が決定され、4月には全国緊急事態宣言が発出されました。これにより一旦は落ち着きを取り戻したものの、大きなダメージを受けた観光業や飲食業等の復活を促進するため、7月末にGotoキャンペーンが展開され、経済活性化支援策に後押しされる形で

人々の活動も活発になると、空気が乾燥する冬場に入り、感染者は急激に増加する結果となりました。医療崩壊を回避するために、日本政府は12月にGotoトラベルを全国一斉に停止し、年末年始の移動を抑え込む策に転じましたが、感染は大幅に拡大し続け、年明け1月7日・13日に11都府県に緊急事態宣言が再発出されました。既に、欧米ではワクチンの接種が始まり、我が国でも3月末までにワクチン接種を開始する準備が進んでいます。昨年1年間は、「密」を避ける自粛の年でありましたが、ワクチンの普及により、ウイルスとの共生が、より現実的になってきていると思います。

私たちが取り巻く環境

さて、自動車業界を取り巻く環境に目を向けますと、各国のロックダウンは、海外からの自動車構成部品の輸入を滞らせ、国内新車工場の減産や生産一時停止を招きました。4月7日に発出された緊急事態宣言により不要不急の外出自粛が浸透すると、2020年上半期（1～6月）の国内新車総市場は、前年対比▲19・8%の2,208千台まで落ち込む結果となりました。

その後、各国の経済活動の再開に向けてロックダウンが段階的に解除され、我が国の自動車生産体制も、ゆるやかな回復軌道を描き、12ヶ月間連続して前年割れをしていた国内新車総市場も、10月以降は前年を上回る水準となり、2020年下半期（7～12月）の国内新車総市場は、前年比▲2・1%、の2,391千台まで回復しました。

この結果、2020年1～12月の暦年実績は、前年から596千台減少の4,599千台（前年比▲11・5%）、内登録車は2,881千台（前年比▲12・3%）、軽自動車は1,718千台（前年比▲10・1%）となりました。

コロナ禍の一年を通して、乗務員の方々には、県を跨ぐ輸送で嫌みを言われたり、引取り先や納車先で感染者が発生するといった状況の中、クルマを待っているお客様のご要望に応え、輸送を遂行し、自動車産業の回復に貢献して頂いたことに対して、感謝を申し上げたいと思います。

一方で、テレワークやリモート会議などの「新しいワークスタイル」への移行が急速に進みました。これは、新型コロナウイルス感染拡大がきっかけとなっており、我が国で将来起こり得ると予測された事象が、前倒しで起きているものであると考えています。オンライン商談は、クルマの売り方や買い方に変化をもたらし、モビリティサービスの深化(MaaS)によりクルマの使い方が多様化していくことになり、その変化に応じて、我々陸送業者としても運び方の変化を求められていくことになるでしょう。陸送協会の運営もリモート会議を取り入れたり、デジタル化の推進を検討していく中で、会員各社との意見交換の場を増やしていきたいと思っております。

2021年度 協会重点施策

コロナ禍に於いて、2020年度の日本陸送協会の活動も大きく制限を受けましたが、『経営の安定化』と『業界の地位向上』の基本方針を踏襲し、重点施策を定めて活動を続けて参ります。2024年に適用される乗務職の総労働時間の短縮という課題は、『ウイルスとの共生』による新しい生活スタイル、新しいワークスタイルと歩調を合わせながら、自動車産業を支える重要な一員としての役割も果たしていくというチャレンジです。さらに、市場の縮小均衡、労働力不足や高齢化、繁閑差ギャップ、安全・環境・健

康対策コスト負担増や脱炭素化の推進など、陸送事業を取り巻く環境は厳しくなるばかりですが、自動車産業内の連携を深め、協会活動を強力に推進してまいります。

① 安全の確立

2011年から国土交通省の後援を頂いて推進して参りました教育認定制度は、本年度11月目を迎えます。コロナ禍の中で昨年の活動は大幅な縮小を余儀なくされましたが、関東運輸局神奈川支局長から行政表彰を受賞できたことは喜ばしいことであります。

2020年の行政表彰は、中部支部で局長表彰6名、支局長表彰10名、そして関東支部で支局長表彰2名となりました。今後、関東運輸局の各支局への拡大、中部・関東以外の運輸局の行政表彰の受賞を目指して活動を推進していく所存です。

また、教育認定制度の更なる活性化を図るために、支部表彰から本部表彰への協会表彰制度を充実させ、さらには、行政表彰へ繋げていく『段階的な表彰制度の確立』を積極的に推進していきます。

さらに、教育認定インストラクターを表彰制度に組み入れ、インストラクターのモチベーションの向上を図ると共に、教育認定制度や安全講習会の実施などの活動を広く社会にPRしていく活動を推進し、制度の活性化に繋げていきたいと思っております。

② 輸送秩序の確立

公道を職場とする私たち陸送事業者は、何よりも『安全の確立』と『輸送秩序の確立』を最優先しなければなりません。特に、罰則規定が強化された『ながら運転』や『あおり運転』は、陸送業務の乗務員に限らず、通勤や事業所間の移動、お客様訪問などすべての運転に適用になるものです。会員の

皆様におかれましては、『ながら運転』や『あおり運転』の撲滅に向けた啓蒙活動をよろしくお願いたします。

また『コンプライアンスガイドブック』や『安全運行携帯ガイドブック』をご活用いただき、法令遵守の徹底をお願いしておりますが、法改正や基準の変更などに迅速に対応していくために、データ管理を推進する準備を進めております。

③ 陸送事業の経営環境改善

第5回陸送事業概況調査は、2024年に施行される乗務職の働き方改革、総労働時間の削減に向けて、会員の皆様の実態調査を通じて、陸送業界の現状と課題を把握し、今後の協会の施策に結び付けていくことの出来る調査内容にすることを検討しておりますが、新型コロナウイルス感染拡大を受けて、今後、経営環境が大幅に変化する懸念もあつたことから、前回と類似した調査内容に留めて調査を実施いたしました。会員各社のご協力のお陰で、回収率は、前回調査を上回る36.4%となり、現在、集計・分析を進めております。分析が終了次第、理事会やホームページなどを通じて、情報共有させて頂きます。

④ 規制改革活動の推進

コロナ禍において、国土交通省がETC

専用化に向けた検討を開始したことに対して、陸送協会としては、料金所の無人化には賛成の意見を表明しております。現在の仕組みではETCの装着の出来ない新車トラック自走の実態を説明し、今後の運用について意見交換していくこととなります。陸送事業者の自助努力では解決できない問題について、国土交通省を始めとする関連省庁や自工会、自販連、そして自動車総連などの関連諸団体への働きかけを通じて、ご理解を求め、ご協力いただけるよう要請して参ります。

やむを得ず

年末年始のGo toトラベルの全国一時中止の決定と、緊急事態宣言再発出は、感染拡大の予防をしながら、経済を立て直すという難しさを改めて浮き彫りにしました。感染拡大の規模とスピードに医療体制の強化が追い付いていない現在、会員各社には、一人一人が、日々の感染予防をしっかり行い、感染リスクのある行動を控え、感染しない行動と感染を拡大させない対応を継続することを願います。ワクチンの普及と共に「ウイルスとの共生」が実現する年となりますことを祈念し、新年のご挨拶とさせていただきます。

年頭の辞

国土交通省 自動車局次長

江坂 行弘



令和3年の新春を迎えるにあたり、謹んで年頭のご挨拶を申し上げます。

昨年も豪雨などの自然災害に見舞われました。あらためて被害を受けられた方々に

心からお見舞い申し上げます。

自動車は国民生活や社会・経済活動の維持発展に必要不可欠なものとなっておりますが、今回のコロナ禍でさらにその必要性が認識されました。これまで、自動車業界に携わる皆さまのご貢献により車社会が現在のように発展してきたことが、コロナ禍という前代未聞の難局を乗り越える上での大きな支えになっていっていると思います。

本年も国土交通省としましては、国民の安全と安心を守り、環境と調和のとれた「くるま社会」の実現に向けて、近年の自動車技術の進展に対応しつつ、自動車技術行政の各種施策の推進に不断の努力を続けて参ります。

1. 自動車の安全対策の推進等

交通安全について、交通安全対策基本法に基づいて5年ごとに交通安全基本計画を策定し、「人」、「道」、「車」の各側面から、政府をあげて対策を進めてきたところです。このうち、車両の安全対策を所掌する自動車局では、交通安全基本計画の策定にあわせ、5年ごとに、交通政策審議会陸上交通分科会自動車部会技術安全WGにおいて、今後5年間の車両安全対策の方針やそれによる交通事故死者数の削減目標等を審議することとしております。

本年度は、政府において審議されている第11次交通安全基本計画（令和3年度～7年度）を踏まえ、昨年11月より技術安全WGを設置し、①平成27年の報告書で示された目標の達成状況等の評価、②第11次交通安全基本計画における重点分野とされている高齢者及び子供の安全確保、歩行者及び自転車の安全確保等に関する車両安全対策

のあり方、③事故実態、技術の進展及び社会環境の変化を踏まえた今後の車両安全対策について審議を行い、春頃を目前に今後5年間の車両安全対策の方向性を明らかにすることとしております。加えて、これらの車両安全対策による新たな交通事故死者数等削減目標の設定を行います。

(1) 車両安全対策

これまで、高齢運転者による交通事故防止については、2020年までに衝突被害軽減ブレーキの新車乗用車搭載率を9割以上とする目標を掲げ、先進安全技術を搭載した「安全運転サポート車（サポカーS）」の普及啓発に取り組んできたところであり、令和元年にこの目標を達成しました。サポカーの普及は、安全対策として大変効果的であることから、引き続き普及推進に取り組んで参ります。

この他、自転車も検知できる衝突被害軽減ブレーキの義務付けや自動車の後退時における安全確認を支援する装置の義務付け等、保安基準の強化・拡充を図って参ります。

他方、こうした先進安全技術は、事故防止に役立つ一方で、あらゆる事故を防ぐものではなく、機能には限界があります。このことをユーザーが正しく理解し、過信することなく、常に安全運転を心がけて頂くことが重要であることから、過信防止を目的とした広報・啓発等の取り組みも進めて参ります。

また、産学官の連携により、先進技術を搭載した自動車の開発と普及を促進する「先進安全自動車（ASV）推進プロジェクト」では、レベル4を自動運転の実現を見据え、今年も自動運転に関する技術要件の検討等に取り組みこととして参ります。

更に、トラック・バス等の大型車について引き続き、税制面、予算面の措置を通じて、衝突被害軽減ブレーキ、ドライバールール常時対応システム等の先進安全技術の導入促進を図って参ります。また、自動車アセスメントにつきましては、本年5月に衝突安全性と予防安全性を統合した総合評価の結果公表を初めて行う予定としている等、安全性の高い自動車の情報を自動車ユーザーにより分かりやすく伝えて参ります。

(2) 事業用自動車の安全対策

事業用自動車において輸送の安全は何よりも優先されるべきものであり、軽井沢スキーバス事故のような悲惨な事故を二度と起こさないよう、関係者が一丸となって安全対策に不断に取り組んでいく必要があります。

国土交通省では、「事業用自動車総合安全プラン2020」に基づき、事業用自動車の事故防止に係る各種施策に取り組んで参りました。その結果、事業用自動車による交通事故件数や死傷者数は減少傾向にあります。

本年は、本プランについて、健康起因事故対策や飲酒運転対策など、昨今の自動車運送事業を取り巻く状況を踏まえた更なる安全対策を盛り込むよう改訂するとともに、新たなプランに掲げられた安全対策を着実に推進し、自動車運送事業における更なる安全・安心の確保に万全を期して参ります。

また、悪質違反を犯したり、重大事故を引き起こしたりした事業者や法令違反が疑われる事業者に対しては、引き続き重点的かつ優先的に監査を行い、関係法令の遵守と適切な運行管理等の徹底を図って参ります。

(3) 自動運転

国土交通省では、自動運転の実現に向

けて、「国土交通省自動運転戦略本部」を設置し、①自動運転の実現に向けた環境整備、②自動運転技術の開発・普及促進、③自動運転の実現に向けた実証実験・社会実装のために必要な施策に取り組んで参ります。

このうち、「自動運転の実現に向けた環境整備」については、安全な自動運転車の開発・実用化・普及を図るために、令和2年4月に改正道路運送車両法を施行し、世界に先駆けて自動運転に関する安全基準を策定しました。また、国際的には、官民一体となって国連における議論を主導し、昨年6月に国内基準と同等の国際基準が成立しました。更に、11月には整備された基準に基づいて世界で初めてレベル3の自動運転車の型式指定を行ったところです。今後も自動運転技術の更なる進展や国際議論を踏まえ、より高度な自動運転機能に係る安全基準の策定に取り組んでいきます。また、自動運転技術については、新車時のみならず使用過程における安全確保も重要となります。このため、電子的な検査の導入を進めるとともに、自動運転車の型式指定審査、ソフトウェアアップデートに係る許可制度の適確な運用に努めて参ります。

また、「自動運転の実現に向けた実証実験・社会実装」については、昨年12月22日に福井県永平寺町にて最寄駅等と目的地を結ぶ「ラストマイル自動運転」の移動サービスを開始したほか、全国5地域において中型自動運転バスを使用した実証実験に取り組んでおります。更に、人と人との接触機会の低減や人手不足対策等に資する自動配送ロボットについて、昨年10月より順次開始された公道実証の結果を踏まえ、特段の手續

きなしに公道走行が可能となるような制度を検討して参ります。今後とも、関係省庁や民間事業者等との連携をさらに深め、自動車運転の早期実現に向けた取り組みを加速して参ります。

(4) 自動車の検査・整備制度

近年、被害軽減ブレーキ等の先進技術が急速に普及している状況を踏まえ、これら先進技術に対応した点検整備を適確に行うための「特定整備制度」を昨年4月に施行しました。先進技術の整備に必要な整備要領書等の情報提供制度の着実な運用やスキャンツール（外部診断装置）の機能拡大、購入補助等の整備事業者が先進技術に対応するための環境整備に引き続き取り組んで参ります。

車載式故障診断装置（OBD）を活用した検査手法についても、昨年8月の手数料令と保安基準の細目告示の改正により、本年10月以降、情報の管理に必要な手数料を自動車技術総合機構に納めて頂くこととなるほか、同月以降の新型車については、令和6年10月以降の継続検査においてOBD情報に基づく判定を必須とする予定です。OBD検査が円滑に導入できるよう、関係団体の皆様のご意見も踏まえつつ、準備を進めて参ります。

また、指定自動車整備事業者によるペーパー車検などの不正行為が依然として発生していることから、より一層の指導監督の徹底を図り、特に悪質な違反に対しては厳正に対処することとしております。特に、認証を取得せずに特定整備事業を行っている、いわゆる未認証事業者に対しては、引き続き、情報収集・調査を行い、指導を強力に実施して参ります。

このほか、無車検車対策については、車検切れとなつている車両のユーザーにハガキを送付し注意喚起の通知をする他、街頭において、警察との連携により、可搬式のナンバー自動読み取り装置を用いて無車検運行車両を捕捉し、現場において運転者を直接指導するなどにより是正を図っているところであり、本年もこの取り組みを強化して参ります。

(5) 自動車の適切な維持管理

自動ブレーキなどの先進的な運転支援技術が急速に普及し、自動車技術は日々進歩し続けており、本年10月より、自動ブレーキなどの運転支援技術が搭載された装置についての定期点検が義務づけられます。一方、自動車の使用期間の長期化が進む中、バス火災や大型自動車の車輪脱落など、点検・整備を行うことで防止ができる事故が依然として発生しております。

このように点検・整備の励行により自動車を適切に維持管理する重要性が増している状況にあることを踏まえ、国土交通省では、本年も関係各位の協力を得ながら「自動車点検整備推進運動」を全国的に展開し、マスメディアを通じた広報などにより点検整備の必要性や重要性を啓発し、自動車ユーザーに対して、適切な保守管理の徹底を図つて参ります。特に、大型車の車輪脱落事故については、昨年公開した事故につながらる危険性が高いことの啓発ビデオも活用しながら、事故防止対策の徹底を図つて参ります。

また、「不正改造車を排除する運動」を今年も展開し、警察との連携強化を図り効果的な街頭検査を実施することで、悪質な不正改造車を公道から排除して参ります。

(6) 自動車整備業の人材確保・育成及び生産性の向上

自動車の安全確保・環境保全のためには、自動車業の進化に伴い、これまで以上に高度な技能や知識を持った自動車整備士が不可欠である一方、令和元年度には自動車整備要員の有効求人倍率が4・77倍に達するなど、近年の人手不足は深刻なものとなっております。

このため、国土交通省では、自動車整備士をより魅力ある資格とするために、資格制度の見直しに着手しているほか、自動車関係16団体からなる「自動車整備人材確保・育成推進協議会」と協力し、高校訪問等による整備士のPR、ポスター等による女性や若者の整備士に対するイメージの向上、SNSを活用した情報発信など、若い方に自動車整備の魅力を伝えて興味を持っていただくための新しい視点に立った対策を進め、人材確保に繋げて参ります。

加えて、外国人材の受入れについては、自動車整備分野において平成28年に開始された外国人技能実習制度に加え、平成31年4月に創設された特定技能制度によっても、受入れが始まっています。特定技能外国人の受入れルートの一つとなる「自動車整備分野特定技能評価試験」は、一昨年12月にフィリピンにおいて実施されたのを皮切りに、昨年からは国内試験が順次開始されており、今後、更なる受入れ数の増加が見込まれることから、引き続き、適正な制度の運用に尽力して参ります。

また、先進技術に対応した整備に係る講習や人材確保セミナーの開催等、各地域の整備事業者が主体的に連携し、課題の解決に取り組むことができるよう、積極的に支援して参ります。

援して参ります。

生産性の向上については、平成29年度に中小企業経営強化税制が創設され、自動車整備業等を経営する中小企業等は、中小企業等経営強化法に基づき、経営力向上計画の認定を受けて、一定の機器・設備等を購入した場合、即時償却又は税額控除を受けることができます。国土交通省としては、機器・設備導入による生産性向上事例や、工賃・部品流通など事業環境に関する調査を引き続き実施し、好事例の展開や制度への反映を順次進めて参ります。

(7) リコールの迅速かつ着実な実施

自動車のリコール制度については、その着実な実施を図るため、引き続き、「自動車不具合情報ホットライン」の周知や、自動車技術総合機構と連携した不具合情報の収集や調査分析に取り組んで参ります。

また、タカタ製エアバッグについては、ガス発生装置が異常破裂し、金属片が飛散する不具合が発生しているため、関係する自動車メーカーが平成21年以降リコールを実施するとともに、平成30年5月より、異常破裂する危険性が高い未改修車に対して、車検で通さない措置を講じており、実際に異常破裂を起している生産から9年以上経過したものを順次、本措置の対象としています。その結果、これまで車検で通さなかった件数は48,654件(平成30年5月〜令和2年10月の概算値)に上り、昨年9月時点の改修率は98・2%まで改善しております。

本年も国土交通省としましては、関係者と協力し、ユーザーへの周知徹底を図ることにより、リコール改修の一層の促進を図るとともに、本措置の導入によるユーザーや整備事業者の負担軽減を図るため、自動

車メーカーに対して適切に対応するよう指導して参りますので、ご理解とご協力を賜りますようお願い致します。

(8) 自動車型式指定制度における適切な完成検査の確保

型式指定車の完成検査については、平成29年の秋以降、複数の自動車メーカーにおいて、不適切事案が相次いで判明しました。国土交通省は、令和元年5月までに、完成検査の記録を書き換え不可とする措置の義務化、完成検査における不適切な取扱いに対する警告制度及び是正措置命令の創設、報告徴収・立入検査に対する虚偽報告等に適用される罰則の強化等の制度改正を行いました。

本年も引き続き、この制度改正を踏まえた効果的な監査を行って参ります。

また、国土交通省では、技術進展等に対応した完成検査の改善・合理化の促進のための検討にも取り組んでいます。昨年10月には、令和元年度に設置した「完成検査の改善・合理化に向けた検討会」の検討結果を受け、型式指定に係る届出を簡素化するとともに、品質管理の国際調和を図る省令改正を行いました。

さらに、令和元年10月の未来投資会議において、デジタル技術の社会実装を踏まえた規制の精緻化の一環として「AIを活用した完成検査の精緻化・合理化」が取り上げられ、現在、実証事業が行われています。また、昨年12月1日に閣議決定された成長戦略実行計画においても、同実証事業の成果をふまえ、来年度中に、制度改正の結論を得ることとされました。

国土交通省としましては、このような技術進展に伴う完成検査の合理化を図る取り

組みを着実に推し進めて参ります。

2. 自動車の環境対策

大気汚染対策や地球温暖化対策の一環として、ガソリン車やディーゼル車について、世界各国が将来的な規制方針を発表するなど、自動車の電動化等の動きが世界的により一層加速しています。

我が国においては、昨年10月に菅総理から2050年カーボンニュートラルを目指す旨の宣言がなされました。この達成には、我が国のCO₂排出量の約2割を占めている運輸部門、とりわけ、その大宗を占めている自動車分野の低炭素化・脱炭素化が不可欠です。

国土交通省としましては、自動車の製造や運送をはじめとした関係業界各位のご意見、ご要望を聴きながら、関係省庁と連携しつつ、カーボンニュートラルに向けて最適なアプローチを確保できるよう、自動車の開発・普及促進・使用方法の改善等の各種の施策に取り組んで参ります。

(1) 環境に優しい車の開発・普及促進

自動車単体の燃費向上に関しては、交通政策審議会自動車燃費基準小委員会において、2030年度乗用車燃費基準のとりまとめを行い、この結果を踏まえて、昨年3月には必要な法令改正を実施しました。今後も引き続き、燃費性能の優れた自動車の更なる普及を推進して参ります。

また、低炭素化・脱炭素化、排出ガス低減等の観点から、ディーゼルエンジンの高効率化や電動化等の次世代大型車関連の技術開発・実用化促進を図る調査研究を産学官連携で進めて参ります。

さらに、環境性能に優れた車両の普及を

図るため、引き続きエコカー減税などの政策税制や、燃料電池タクシー、電気バス・タクシー・トラック、ハイブリッドバス・トラック等の導入補助等による支援を推進して参ります。

(2) 自動車排出ガス対策の推進

自動車排出ガス対策については、これまでも全ての車種において世界最高水準の排出ガス規制を実施してきました。

最近の対策としては、平成29年5月にとりまとめられた、中央環境審議会答申「今後の自動車排出ガス低減対策のあり方について」(第13次答申)を踏まえ、ガソリン直噴車へのPM排出規制の導入、二輪車の排出ガス規制を欧州の規制(EURO5)と調和するなどの基準改正を行い、令和2年12月より順次適用されています。

今後も、大気環境の保全のために必要な取り組みを進めて参ります。

3. 自動車の安全・環境基準の国際調和及び認証の相互承認の推進

自動車基準・認証分野の国際展開につきましては、政府が定める「成長戦略フォローアップ」に沿って活動を進め、乗用車をはじめとする国際基準調和の進捗など着実に成果を上げて参りました。

昨年の国連自動車基準調和世界フォーラム(WP29)では、これまで日本が議論を主導してきた自動車のサイバーセキュリティに関する国際基準や乗用車等の国際調和と排出ガス・燃費試験法(WLTP)等の国際基準が成立しました。

国土交通省では引き続き、自転車も検知できる衝突被害軽減ブレーキの国際基準など、我が国が強みを有する技術分野におけ

る国際基準の策定を主導して参ります。

また、日本が主導した国際的な車両認証制度(IWVTA)について、対象となる規則を拡充するなどより使いやすいものを目指していくほか、国内外での活用を促進して参ります。更に、新興国の国連協定への加入を促進し、WP29を真に国際的な会議体へ変革させるための中心的な役割を果たして参ります。特に、ASEAN諸国に対しては、交通環境の実態を踏まえた適切な施策の導入等を促進するための協力をより一層加速して参ります。

4. 自動車保有関係手続におけるデジタル化の推進

デジタル・ガバメントの実現に向け、自動車保有関係手続においても一層のデジタル化の推進が急務となっております。

このため、本年は、自動車の保有関係手続をオンラインで一括して行うワンストップサービス(OSS)について、地方公共団体情報システム機構(J-LIS)との情報連携による申請の効率化、本人確認におけるマイナンバーカードの活用の推進等、OSSの更なる充実・拡充のほか、キャッシュレス決済の導入の検討等に取り組みを進めます。また、OSS申請を行ってもなお必要となる自動車検査証受取りのための運輸支局等への来訪を不要とするため、自動車検査証の電子化を令和5年1月に導入する予定です。

この他、図柄入りナンバープレートについては、令和2年3月より新たな図柄入りナンバープレートの導入に向けた検討会を立ち上げ議論を進めているところであり、本年は「日本を元気に!」「立ち上げられ!

美しい日本」をテーマとした新たな全国版図柄入りナンバープレートの導入に向けて準備を進めて参ります。近年増加する自然災害やコロナ禍から立ち直り、日本を元気にする一助になればと考えております。

また、本年は東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会開催の年となりますので、大会成功に貢献できるよう、特別仕様ナンバープレートの更なる普及促進に

取り組み、大会機運を盛り上げて参ります。これらの諸施策の実行に当たっては、国民各位、関係者の皆様のご理解ご協力が不可欠です。本年も、自動車技術行政に格別のご支援助けを賜りますようお願い申し上げますとともに、コロナ禍が一刻も早く収束し、皆様にとって明るい年となりますことを心より祈念しまして、新年のご挨拶とさせていただきます。

年頭の辞

国土交通省 自動車局自動車情報課長

金子 修久



新年あけましておめでとうございます。令和三年の新春を迎えるにあたりまして、謹んで年頭のご挨拶を申し上げます。

本年も、自動車の流通や各種行政施策の基盤となる自動車登録制度を適切に運用するとともに、政府全体で推し進めておりますデジタル・ガバメントの実現に向けて、自動車に係る各種手続の簡素化やユーザー目線に立った課題解決等を通じて、ユーザーの皆様の利便性の向上、我が国の自動車関連業界の活性化、及び地域の活性化に貢献できるよう取り組んで参る所存です。具体的には以下の施策に取り組んで参ります。

第一に、デジタル化の推進に向けて政府の重要施策に位置づけられている、「自動車保有関係手続きのワンストップサービス(OSS)」の普及促進に取り組んで参ります。自動車保有するためには多くの手続(検査登録、保管場所証明申請等)と税・手数料の納付(検査登録手数料、保管場所証明

申請手数料、自動車税、自動車重量税等)が必要となり、関係の行政機関(運輸支局、警察署、都道府県税事務所等)の窓口で手続きを行う場合には、それぞれの機関に来訪する必要がある等、手間と時間の負担が大きいものとなっております。これらの手続と税・手数料の納付をインターネット上で一括して行うことを可能としたものが、自動車保有関係手続きのワンストップサービス(OSS)です。このOSSを利用することによって、24時間365日申請が可能となるとともに、書面の作成や窓口に出頭する手間が軽減されることから、ユーザーや事業者の皆様が、時間を有効に活用することが可能となります。

登録車につきましては、新車新規のOSS利用率はOSS申請手続が可能な車両のうち約58%、継続検査のOSS利用率は約46%となっておりますが、昨今の社会情勢により、政府として一層のデジタル化の推

進が急務となっております。こうした流れを受け、手続における押印等の抜本的な見直しを行うとともに、OSSにおいても、昨年12月に、新規登録及び中間登録にかかるオンライン利用率引き上げに向けた目標とその達成に向けた今後の取り組みについて「基本計画」を策定いたしました。これをもとに、本人確認におけるマイナンバーカードの活用を推進や地方公共団体情報システム機構(J-LIS)との情報連携による申請の効率化、OSSポータルサイトの使いやすさの向上、申請代理人が行うOSS申請の利便性の向上、さらには、キャッシュレス決済を含めた決済方法の多様化等、OSSの更なる充実・拡充に取り組むことで、より多くの方々がこのOSSのメリットを感じていただき、一層利用していただけるよう検討を進めて参ります。

また、軽自動車につきましては、令和元年5月から継続検査についてOSSが開発されて約一年半が経過しましたが、約36%の利用率となっており、順調に利用が拡大しているものと考えております。本年は、軽自動車の新規検査OSSの開始に向け、引き続き調整を進めて参ります。

次に、自動車検査証の電子化に取り組んで参ります。自動車検査証の電子化は、平成30年に立ち上げた「自動車検査証の電子化に関する検討会」での議論を受け、令和元年5月の「道路運送車両法」の改正において、自動車検査証を電子化すること、電子化された自動車検査証の書換えにかかわる委託制度の導入、さらに、電子化された自動車検査証の空き領域の利活用が規定されたことにより実現するものです。これにより、OSSで申請を行った場合でもなお自

動車検査証の受取りのために必要な運輸支局等への来訪を不要とし、OSSの利用を促進する効果が期待できるとともに、更なる展開として、電子化された自動車検査証を活用した行政機関、民間事業者による新たなサービスの創出につながるものと考えております。

昨年12月には電子化後の自動車検査証の様式について公表するなど、現在、令和5年1月に自動車検査証を電子化することを目指し、準備を進めているところです。また、ICチップの空き領域の利活用方策については、昨年6月にとりまとめた検討会の報告書をもとに検討を進めて参ります。

最後に、図柄入りナンバープレートの更なる活用に取り組んで参ります。これまで、大会機運の醸成や、地域振興・観光振興のため「走る広告塔」として活用してきた図柄入りナンバープレートですが、更なる活用を図るため、令和2年3月より「新たな図柄入りナンバープレートの導入に関する検討会」を立ち上げ議論をしています。本年は、近年増加する自然災害やコロナ禍で落ち込んだ日本を元気にする手助けができればと思います。「日本を元気に!」「立ち上がれ!美しい日本」をテーマに図柄デザインを募集し、その図柄を描いた新たな全国版図柄入りナンバープレートの令和4年4月頃の導入に向けて準備を進めて参ります。

また、新型コロナウイルスの影響で2020年から延期となった東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会が、いよいよ今年開催されます。大会機運の醸成を目的に交付を開始した特別仕様ナンバープレートについても、大会延期に合わせ、交付期間を延長しておりますので、更

なる普及促進に取り組み、大会成功に貢献していく所存です。

さらに、令和7年に開催される大阪・関西万博に向け、昨年12月に閣議決定された「基本方針」において、記念ナンバープレート「基本方針」において、記念ナンバープレートの発行が決定されましたので、開催機運の醸成に貢献できるよう取組を進めて参ります。

支部だより



以上、本年の主な取組みについて申し上げます。

本年も、施策を進めるにあたりまして、何よりも皆様の声を広くお伺いしながら、取り組んで参りたいと考えております。皆様におかれましては、昨年と変わらぬご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

近畿支部

意見交換会

開催日 12月15日(火)
会場 ヴィスキオ尼崎



意見交換会が近畿支部井上支部長、支部役員、支部事務局局長、また本部より、北村会長、寺門専務理事、桑野関東事務局長の出席のもと開催された。

優良従事者表彰式

優良従事者本部表彰者 5名へ北村会長より表彰状が授与されました。引き続き優良従事者支部表彰者7名へ綱島支部長より表彰状が授与されました。

北村会長より受賞者へご祝辞をいただき、表彰者代表として(株)ゼロ・プラス西日本 河内慎人氏から謝辞を述べられた。祝電披露後、出席者全員で記念写真撮影を行いN A S V A 講師による「交通事故の心理的・整理的要因」についての安全講和を拝聴しました。

中国支部

意見交換会・優良従事者表彰

開催日 令和2年12月4日(金曜日)
会場 ホテルグランヴィア広島

会社名	氏名(敬称略)
愛知車輛興業(株)岡山営業所	三宅 弘晶
岡山輸送(株)	川内 幸長
広鉄運輸(株)	熊巳 康幸
広島陸送(株)	中元 潤
(株)カイソー	淵上 健太郎



本部役員・支部役員意見交換会
開催日 令和2年12月4日(金曜日)
会場 ホテルグランヴィア広島



優良従事者表彰式に先立ち本部役員と支部役員の意見交換会が本部から北村会長、寺門専務理事、中国支部からは綱島支部長、他4名の役員参加により開催された。

教育・認定制度

中国支部開催

「教育・認定制度」積載ドライバー教育

開催日 令和2年12月5日(土)
会場 広島五日市港(株)カイソー・五日市配送センター)

出席者 中国支部役員2名 事務局3名
トレーナー 2名

受講者 4名

- ◆受講者の声
- ・安全に対する考えを見直すことが出来た。持ち帰り同僚にも伝えていきたい。
- ・今回の講習内容をしっかりと振り返り安全運転に努めていきたい。
- ・自社だけでなく他社の作業の進め方など参考になることが多々あった。
- ・運転、作業中の注意ポイントなど今後も活かしていきたい。



座学



実技



本部だより

11月定例理事会

日時 令和2年11月12日(木)

15時30分～16時50分

場所 東京都トラック総合会館

6階会議室

議事

- 令和2年度日本陸送協会
短・中期活動計画について
・日本陸送協会 部会・委員会のワーキングからの報告
 - 高速道路のETC専用運用について
・2021年度税制改正に関する要望書について
 - 教育認定制度の年号読替及び受講料助成の制定について(案)
 - 令和2年度事業報告及び決算見込みについて
 - 令和3年度事業計画(案)及び収支予算(案)について
 - 令和2年度通常総会について
 - 日本陸送協会の会員の入退会について
 - その他
 - 令和2年度及び令和3年度行事予定について
 - 令和3年度優良運転者推薦割当てについて(案)
 - 令和2年度高さ指定道路要望について
 - 支部報告について
- 各事項審議後承認された。



定例理事会

入退会情報

- 入会(2社) 中部支部 令和2年12月 (株)ティーシーエス
 中部支部 令和2年12月 大光自動車工業(株) 本社営業所
- 退会(1社) 中部支部 令和2年11月 中部カーサービス(株)

経過・予定

- | | |
|------------------------------|------------------------|
| 経過報告 | 今後の予定 |
| 11/12 11月定例理事会 | 1/21 正副会長会議兼総務部会・書面理事会 |
| 12/4 中国支部 優良従事者表彰式・意見交換会 | 2/18 2月定例理事会 |
| 12/5 中国支部 「教育・認定制度」積載ドライバー教育 | 2/18 日本陸送協会 令和2年度通常総会 |
| 12/15 近畿支部 意見交換会 | |

事務局からの新年の挨拶

謹賀新年

陸送業界発展のため

本部一同頑張って参りますので
本年も変わらぬご厚誼のほど
宜しく願い申し上げます。



(一社)日本陸送協会 本部事務局 一同

日本陸送協会ホームページについて

※新型コロナウイルス関連はホームページの会員用「協会からのお知らせ」に掲載しております。

- ・日本陸送協会のホームページを多くの皆様にご覧して頂く為に、会員様のホームページからもリンク出来ますように、バナーを貼って頂けますようお願い申し上げます。
- ・日本陸送協会のホームページは毎月一度改定しておりますので閲覧下さい。

会員専用ページ閲覧には下記のID・パスワードが必要です。

ID: 2016rikusou PW: kyoukai

日本陸送協会ホームページURL

<http://rikusoukyoukai.org/>

陸送協会ニュース ● 発行日 2021年1月 ● 編集・発行者 一般社団法人日本陸送協会事務局

東京都新宿区新宿1-11-15
電話03(3356)3977
7922